

2020年12月9日

厚生労働大臣
田村 憲久殿

四病院団体協議会
一般社団法人 日本病院会
会長 相澤 孝夫
公益社団法人 全日本病院協会
会長 猪口 雄二
一般社団法人 日本医療法人協会
会長 加納 繁照
公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學



2020年度第3次補正予算

および2021年（中間年）度薬価改定に関する要望について

新型コロナウイルス感染症「第3波」の到来により、新規感染者数が過去最多を更新している現状において、医療崩壊を招かないために引き続き医療提供体制の確保・強化を図っていく必要がある。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関の経営状態は非常に悪化しており改善の見込みも立っていない。このような状況下、初の中間年改定となる2021年度薬価改定が実施された場合、更なる経営悪化が予想され、現在の医療提供体制を維持することが一層難しくなる。

以上より医療提供体制の確保・強化のために、下記の支援等を強く要望する。

記

1. 重点医療機関・協力医療機関の病床確保支援事業等の継続および強化と早期の交付

2021年3月末で新型コロナウイルス感染症が収束するとは考え難く、2021年4月以降も現状と同等の医療提供体制を確保する必要がある。2021年度においても地域における新型コロナウイルス感染症治療体制を維持していくために、重点・協力医療機関における病床確保支援事業等の継続および強化と、国が責任を持って遅滞することなく対象となる医療機関に支援金等を交付することを要望する。

2. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる後方病院への新たな評価及び支援

現在、各地で新型コロナウイルス感染症患者用の病床が逼迫している中、確保した病床を最大限活用するために「退院基準」を満たした患者を、速やかに後方病院に転院させることが求められている。患者の転院を円滑に実施できる体制を整えるためには、後方病院が十分な感染症対応を実施できる環境を整える必要がある。

後方病院（一般病棟入院基本料等および地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟、医療療養病棟、精神病棟等の特定入院料算定病院）において、新型コロナウイルス感染症の「退院基準」を満たした患者を受け入れるための体制整備に対する支援、及び実際に患者を受け入れた際の更なる評価を早急に実施することを要望する。

3. 新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を行う病院の適正な評価

現在、さまざまな入院料の病棟で新型コロナウイルス感染症患者の入院加療が行われている。新型コロナウイルス感染症の治療に対する評価は、A205「救急医療管理加算」を準用して行われてきたが、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟、精神病棟等の特定入院料算定病棟や療養病棟入院基本料、障害者施設入院基本料算定病棟では「救急医療管理加算」が算定できないため、新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を行っても評価されない状況となっている。現在、病床の不足から各地でさまざまな病棟での新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を行う必要が生じてきていることから、適切に入院治療を行う病院を評価することを要望する。

4. 新型コロナウイルス感染症を疑う患者の入院に関する更なる評価

協力医療機関以外でも、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者として入院が必要となることは日常的に認められる。この場合、第二種感染症指定医療機関の指定の有無に関わらず A210 の 2「二類感染症患者入院診療加算（250 点）」を算定できることとなっている。しかし個室又は陰圧室での管理が必要であるにもかかわらず、個室料を別途請求できない。新型コロナウイルス感染症疑似症患者の治療のため、個室等に対応を行った場合の更なる評価を早急に実施することを要望する。

5. 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援の更なる評価

コロナ禍においても地域医療を継続するためには、新型コロナウイルス感染症の受け入れ病院だけではなく、一般診療を行う医療機関とともに面で支える必要がある。感染拡大が長期化する現在、感染拡大防止等支援制度の更なる評価・充実を要望する。

6. 院内感染（クラスター）となった病院に対するさらなる支援

院内感染は過失により発生するものではなく、またクラスター化した病院は甚大な被害を受けている。重点医療機関としての認定措置となっているが、被害規模は様々であり、個々の被害に応じた更なる支援がなされることを要望する。

7. 2021 年（中間年）度薬価改定、およびその財源の有効な活用

現在、中医協において実施が検討されている 2021 年（中間年）度薬価改定は、新型コロナウイルス感染症により悪化している全国の医療機関の経営状況等を十分に考慮し実施を検討するよう要望する。

また薬価改定を実施した場合、病院経営のさらなる悪化につながる可能性が高く、医療崩壊を招かないためにも薬価改定で生ずる財源については、入院基本料など診療報酬本体の引上げなど地域医療提供体制の維持のため有効に活用することを要望する。

以上